

平成 20 年 1 月 15 日

各 位

東京都杉並区西荻北二丁目 1 番 11 号
株式会社三栄建築設計
代表取締役社長 小池 信三
(コード番号:3228 名証セントレックス)
問合せ先: 取締役管理部長 吉川 和男
電話番号: 03 - 3395 - 3591

新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

平成 20 年 1 月 15 日開催の当社取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募による新株式発行(一般募集)

- (1) 発行新株式数 当社普通株式 1,000 株
- (2) 払込金額 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 21 条に規定される方式により、平成 20 年 1 月 22 日(火)から平成 20 年 1 月 24 日(木)までの間のいずれかの日(以下「払込金額決定日」という。)に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、会社計算規則第 37 条に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、増加する資本準備金の額は、当該資本準備金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、東海東京証券株式会社、東洋証券株式会社及び岡三証券株式会社(以下「引受人」と総称する。)に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格(募集価格)は、発行価格決定日における株式会社名古屋証券取引所の終値(当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に 0.90~1.00 を乗じた価格(1 円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格(募集価格)と引受人により当社に払込まれる金額である発行価額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 平成 20 年 1 月 25 日(金)から平成 20 年 1 月 29 日(火)まで。なお、需要状況を勘案した上で申込期間を繰り上げることがあり、最も繰り上がった場合は、平成 20 年 1 月 23 日(水)から平成 20 年 1 月 25 日(金)までとなる。
- (7) 払込期日 平成 20 年 1 月 30 日(水)から平成 20 年 2 月 1 日(金)までの間
すなわち、上記(6)記載のとおり、需要状況を勘案した上で申込期間を繰り上げることがあり、それに伴って払込期日が最も繰り上がった場合は、平成 20 年 1 月 30 日(水)となる。
- (8) 申込証拠金 一般募集における発行価格(募集価格)と同一金額とする。
- (9) 申込株数単位 1 株
- (10) 払込金額、増加する資本金の額及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定は、当社代表取締役社長に一任する。
- (11) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 当社株式の売出し(引受人の買取引受けによる売出し)

- (1) 売 出 株 式 数 当社普通株式 1,000 株
- (2) 売 出 人 及 び 小池勝美 500 株
売 出 株 式 数 小池節子 500 株
- (3) 売 出 価 格 未定(前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」における発行価格(募集価格と同一の金額とする)
- (4) 売 出 方 法 東海東京証券株式会社に全株式を買取引受けさせる。売出しにおける引受人の対価は、売価格から引受人により売出人に支払われる金額である引受価格を差引いた額の総額とする。なお引受価格は前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」における払込金額と同一の金額とする。
- (5) 申 込 期 間 前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申 込 株 式 単 位 1株
- (9) 売出価格、その他本株式の売出しに必要な一切の事項の決定は、当社代表取締役社長に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。また、前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」が中止となる場合、本株式の売出しも中止される。

3. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)(後記<ご参考>1.を参照のこと。)

- (1) 売 出 株 式 数 当社普通株式 300 株
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、最終の売出株式数は、需要状況を勘案した上で、前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」における需要状況を勘案した上で払込金額決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 及 び 東海東京証券株式会社 300 株
売 出 株 式 数
- (3) 売 出 価 格 未定(前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」における発行価格(募集価格)と同一とする。)
- (4) 売 出 方 法 東海東京証券株式会社が前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」及び「2. 当社株式の売出し(引受人の買取引受けによる売出し)」における需要状況等を勘案し、当社株主より借入れる予定の当社株式について追加的に売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 1株
- (9) 売出価格、その他本株式の売出しに必要な一切の事項の決定は、当社代表取締役社長に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。また、前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」及び「2. 当社株式の売出し(引受人の買取引受けによる売出し)」が中止となる場合、本株式の売出しも中止される。

4. 第三者割当による新株式発行(後記<ご参考>1.を参照のこと。)

- (1) 発 行 新 株 式 数 当社普通株式 300 株
- (2) 払 込 金 額 前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、会社計算規則第 37 条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、増加する資本準備金の額は、当該資本準備金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 申 込 期 日 平成 20 年 2 月 26 日(火)
- (5) 払 込 期 日 平成 20 年 2 月 27 日(水)

ご注意: この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (6) 割当先及び株式数 東海東京証券株式会社 300 株
- (7) 申込株数単位 1株
- (8) 上記(4)記載の申込期日迄に申込みのない株式については、発行を取り止める。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定は、当社代表取締役社長に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。また、前記「1.公募による新株式発行(一般募集)」、「2.当社株式の売出し(引受人の買取引受けによる売出し)」及び「3.当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」が中止となる場合、本第三者割当による新株式発行も中止される。

以上

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3.当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1.公募による新株式発行(一般募集)」に記載の一般募集及び「2.当社株式の売出し(引受人の買取引受けによる売出し)」にあたり、その需要状況を勘案した上で、東海東京証券株式会社が当社株主から 300 株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株数は 300 株を予定しておりますが、当該売出株数は上限の売出株数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

これに関連して、東海東京証券株式会社が上記株主より借入れた株式(以下、「借入れ株式」という。)の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成 20 年 1 月 15 日開催の取締役会において、東海東京証券株式会社を割当先とする当社普通株式 300 株の第三者割当増資(以下、「第三者割当増資」という)を平成 20 年 2 月 27 日を払込期日として行うことを決議しております。

また、東海東京証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間が終了する日の翌日から平成 20 年 2 月 19 日までの間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、借入れ株式の返却を目的として、株式会社名古屋証券取引所において当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。東海東京証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、東海東京証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、東海東京証券株式会社は一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴い安定操作取引を行うことがあり、係る安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数について、東海東京証券株式会社は第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため第三者割当増資における発行数の全部又は一部に申込が行われず、その結果、失権により第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

| | |
|------------------|-------------------------------|
| 現在の発行済株式総数 | 23,647 株 (平成 20 年 1 月 11 日現在) |
| 公募増資による新株式発行数 | 1,000 株 |
| 公募増資後の発行済株式総数 | 24,647 株 |
| 第三者割当増資による増加株式数 | 300 株 (注) |
| 第三者割当増資後の発行済株式総数 | 24,947 株 (注) |

(注)前記「4.第三者割当による新株式発行」の発行新株式数の全株に対し東海東京証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

3. 資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集による手取概算額 253,000 千円については、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当増資の手取概算額上限 76,000 千円と合わせ、手取概算額合計上限 329,000 千円について、運転資金(主に東京、埼玉、千葉、

ご注意: この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

神奈川で展開する戸建分譲開発事業の用地取得)に全額充当する予定であります。

(2) 前回調達資金の用途の変更

該当事項はありません。

(3) 今回の資金調達の効果

今回の資金調達により、一層の業容拡大が見込まれます。また、自己資本の増強により、財務体質の強化が見込まれます。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分及び配当決定に関する基本方針

当社は、会社設立以来、企業体質の強化のため配当はせず、内部留保の充実を図ってまいりました。しかし、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つと考え、上場した前期より配当を継続して行くことを基本方針としております。なお、今後は、利益の増加に伴い、増配するなど株主還元の一層の充実を図ってまいります。

(2) 内部留保資金の用途

内部留保資金に関しましては、事業基盤拡大等有効に活用し、財務体質の強化と株主価値の向上を図っていく所存であります。

(3) 過去3決算期間の配当状況

| | 平成 17 年 8 月期 | 平成 18 年 8 月期 | 平成 19 年 8 月期 |
|--------------------|--------------|--------------|--------------|
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 | 27,819.49 円 | 38,783.20 円 | 42,828.77 円 |
| 1 株 当 たり 年 間 配 当 金 | | | 3,500 円 |
| 実 績 配 当 性 向 | | | 8.2% |
| 自 己 資 本 利 益 率 | 33.6% | 33.6% | 27.1% |
| 純 資 産 配 当 率 | | | 2.2% |

注1.自己資本利益率は、当該決算期間の当期純利益を自己資本(期首・期末の平均)で除した数値であります。

2.純資産配当率は、年間配当総額を純資産(期首・期末の平均)で除した数値であります。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

潜在株式は存在しません。

(3) 過去3年間に行なわれたエクイティ・ファイナンスの状況等

過去のエクイティ・ファイナンスの状況

| 発行形態 | 発行日 | 増資額 | 増資後資本金 | 増資後資本準備金 |
|---------|------------------|-------------|-------------|-------------|
| 第三者割当増資 | 平成 17 年 7 月 20 日 | 91,485(千円) | 101,485(千円) | |
| 公募増資 | 平成 18 年 9 月 11 日 | 855,600(千円) | 529,285(千円) | 427,800(千円) |

過去3決算期間及び直前の株価等の推移

| | 平成 17 年 8 月期 | 平成 18 年 8 月期 | 平成 19 年 8 月期 | 平成 20 年 8 月期 |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 始 値 | | | 325,000 円 | 245,000 円 |
| 高 値 | | | 327,000 円 | 300,000 円 |
| 安 値 | | | 239,000 円 | 205,000 円 |
| 終 値 | | | 245,000 円 | 285,000 円 |
| 株価収益率 | | | 5.7 倍 | |

注1.平成 20 年 8 月期の株価については、平成 20 年 1 月 11 日現在で表示しております。

2.株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の 1 株当たり当期純利益で除した数値であります。

(4) その他

該当事項はありません。

以上

ご注意: この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。